

久喜市に216項目、国に52項目

日本共産党
久喜市委員会
久喜市議団



十一月二日、日本共産党の久喜市議団は久喜市委員会のメンバーとともに梅田市長に対し、来年度に向け216項目の市民要望を手渡しました。公共料金の引き下げや、子ども医療費助成の拡充を始め、済生会栗橋病院の存続問題、ごみ処理の広域化など多岐にわたり、要望を説明し、早期実現を求めて、懇談をしました。

梅田市長に予算要望書手渡す!

「要望書の項目と主な要望項目」

- 1、憲法を生かした市民の暮らしと権利を守る「ルールある経済社会」
- 2、医療、福祉の充実、人権・市民生活を守ること
 - ①済生会栗橋病院は地域療機関として「廃墟」とせず、地域包括ケアなど誘致も検討すること
 - ②重度心身障害者の医療費助成に「所得制限」は適用させないこと
 - ③URわし宮団地「集約化」について市はURと再生に向けて協議を始めること
 - ④高すぎる国保税・介護保険料は引き下げの施策を講じること
 - ⑤子ども医療費の無料化は、高校卒業まで助成対象年齢を広げること
- 3、生活環境を整備し、安全安心で暮らしやすい街づくりを進めること。
 - ①大雨冠水対策は、幸手市、杉戸町などの下流域の市町や埼玉県とも改善策を協議すること
 - ②公共交通は、全地域に循環バスを運行させることを基本とし、デマンドバスは、市民・利用者の要望に沿った内容で改善を進めること。
- ③各総合支所の職員体制は、元に戻し、住民サービスの低下をさせないこと。
- 4、教育・文化・スポーツの向上をはかるため
 - ①学校給食をセンター方式に決めるのは公約破り。子どもたちにとって最も良い自校調理方式を計画的に実施すること。
 - ②学校の体育館にエアコンの設置を求める
- 5、市内商工業・農業の営業を守り、振興を図るために
 - ①産業振興策として住宅リフォーム・商店リニューアル助成制度を実施すること
 - ②青年就農家や起業家を始め、若者に対し、家賃補助などの支援策を講じること
- 6、地方政治の充実と地方財政の確立を
 - ①上下水道料金の引き下げること。消費税増税分は利用者の負担増としないこと
 - ②ごみ処理広域化は住民合意がなく、八甫センターの廃止が前提なので安易に進めないこと
- 7、平和を守るために
 - ①危険なオスプレイが久喜市にも飛来している。市民の安全を第1に国に抗議と反対を

これはひどい！早急に改善を！



平間ますみ議員

学校トイレの現状と雨漏りを調査

教育環境常任委員会では、10月25日小中学校のトイレの現状と、雨漏り状況を調査するため三箇小学校と太東中学校を視察しました。

トイレの洋式化は、これまでも一般質問や、予算要望で要求してきました。

保護者の皆さんからは「入学前に洋式のトイレしか使ったことがない子どもたちが多く、中には和式トイレが使えない子がたくさんいる。早く洋式にしてほしい」などの声をいただいています。

洋式化の進行率は、小学校では久喜北小学校20.0%、菖蒲小学校が20.8%、中学校では鷲宮東中学校が4.5%、太東中学校が8.5%となっています。



入り口は一つ、中は仕切りのみ（三箇小学校のトイレ）

驚いた

三箇小学校の構造！

今回訪問した三箇小学校は洋式化以前の問題でした。本来一つのトイレを、パーテーションで区切り、入り口はひとつで男性用、女性用を設置してあります。職員用、児童用も同じ構造です。使用中は、男性用、女性用の音が耳に入ってきます。プライバシーにもかかわる問題です。新しいトイレを作る早急な対応が必要です。

においを届けない

太東中トイレ！

太東中学校のトイレは驚くほどのにおいを発していました。トイレ使用の時間さえも我慢ができないほどの悪臭です。

生徒たちの健康面も心配になってきます。尚、太東中の生徒用様式トイレは50基中男性1基、女性3基のわずか4基です。早急な改善が求められます。



悪臭が漂う太東中トイレ

雨漏り状況

小・中で20校が

雨漏りの改善は議会でも要望してきました。教育委員会が調査をし、提出した結果では、三箇小は管理棟1階で雨漏りがしています。

太東中は校舎の雨漏り、更には体育館の雨漏りが頻繁に発生するとあります。

体育館については本年度予算で現況調査を行い、対応を検討するとしています。

雨漏りの発生状況は23の小中学校中、久喜地区7校、菖蒲地区3校、栗橋地区1校、鷲宮地区3校の計14校が、中学校では11校中久喜地区2校、菖蒲地区1校、栗橋地区1校、鷲宮地区2校の計6校となっています。

トイレの洋式化、改修、更に雨漏りの対策は喫緊の課題です。委員会として市に対し早急な対応を取るよう要望することを確認しました。



太東中の雨漏り痕



石田利春議員

都市計画法 改正条例案 継続審査に

9月議会で「久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例」が提出され、現在継続審査となっています。

久喜市では、街づくりを計画的に進めるため、農業を推進するエリア、農業振興地域。住宅や商業を推進するエリアは市街化区域に指定し街づくりを進めて来ました。どこでも勝手に住宅建設を進めれば、トイレや台所の汚水は悪臭が発生し、排水機能の整備がないエリアでは「冠水」が起きるなど環境悪化につながるからです。

農地は基本的に住宅建設が禁止ですが、道路に沿って住宅が連なるエリアは「市街化調整区域」とし「都市計画法34条の11号」で開発許可基準を定め、規制を緩和しています。

一例をあげると、道路の幅は5m以上、敷地の広さは、雨水が敷地内に浸透するよう「広い面積」300㎡以上とり、雨水処理施設を設置することや、排水溝への接続などを義務付けています。これらの条件を満たせば戸建の住宅建設が可能となっています。



鷲宮地域の市街化調整区域では住宅建設が進んでいます。

2018.11月撮影

このようなエリアは、旧栗橋・鷲宮地区にはありますが、旧久喜市・菖蒲町ではありません。合併時調整がつかず、久喜市全体が同一の基準にはなっていない。

現在「東鷲宮駅近辺」「栗橋総合支所近辺」などでは、土地の価格が安いこともあり、農地が埋められ「市街化調整区域」に新築の住宅建設が進んでいます。開発は「ミニ開発」の事例が多く、悪臭や「冠水」の発生が懸念されています。

改定案の内容は

9月議会で提出された改定案は、生活衛生環境を確保する目的から、「汚水については公共下水道に接続し排出すること」を義務化するもので、久喜市の全地域を見直すこととなります。市街化調整区域内において「合併浄化槽」で対応する住宅は建設できなくなる内容です。

議会では、都市計画の開発条件変更は、街づくりの根幹を変更するもので、市民への影響も大きく慎重な対応が求められていることから、建設上下水道常任委員会では継続審査を進めています。